

令和 7 年の犯罪情勢

令和 8 年 2 月
警察庁長官官房

目次

1	情勢	
(1)	犯罪情勢の分析に当たっての考え方	1
(2)	指標ごとの分析	
ア	刑法犯	2
イ	窃盗犯	9
ウ	詐欺	13
エ	サイバー空間をめぐる事案	16
オ	匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動	20
カ	人身安全関連事案	22
キ	体感治安	24
(3)	犯罪情勢の総括	24
2	今後の取組	25

1 情勢

(1) 犯罪情勢の分析に当たっての考え方

令和7年の犯罪情勢の分析に当たっては、サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化等、目まぐるしく変化する国内外の情勢を踏まえて、以下のとおり指標の選定を行った。

まず、犯罪の発生状況の大勢を把握するため、第一の指標として、刑法犯認知件数並びにそのうち前年及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年からの変動や傾向の変化がみられるものを取り上げ、刑法犯認知件数の総数の動向に大きな影響を与える窃盗犯を第二の指標、特異な被害の拡大がみられる詐欺を第三の指標として取り上げる。

次に、第四の指標として、科学技術の急速な発展により国民生活の利便性が向上する裏側で、当該技術を悪用して敢行され、被害が拡大しているサイバー空間をめぐる事案を取り上げる。

さらに、第五の指標として、治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループが、匿名性及び流動性を利用して様々な事案に関与し資金を獲得している実態を踏まえ、同グループによるとみられる多様な資金獲得活動を取り上げる。

加えて、第六の指標として、情報通信技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等も相まって、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい一方で、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きい人身安全関連事案¹を取り上げる。

このほか、国民の治安に関する認識を把握するために、令和7年10月に警察庁において実施した「治安に関するアンケート調査」²の実施結果について取り上げる。

¹ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案や児童虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案

² 全国の15歳以上の男女5,000人を対象に、年代別・性別・都道府県別の回答者数の割合が令和2年国勢調査の結果に準じたものとなるようインターネットを通じて実施したもの

(2) 指標ごとの分析

ア 刑法犯

(7) 刑法犯全体

刑法犯認知件数の総数については、平成 15 年から令和 3 年まで一貫して減少してきたが、令和 7 年は 77 万 4,142 件（前年比 3 万 6,463 件、4.9%増加）と、戦後最少となった令和 3 年から 4 年連続で前年を上回り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年を上回った（令和元年比 2 万 5,583 件、3.4%増加）。また、人口千人当たりの刑法犯認知件数³については 6.3 件（前年比 0.3 件増加）と、刑法犯認知件数の総数と同様に、戦後最少となった令和 3 年から 4 年連続で前年を上回った（図 1）。

刑法犯の検挙状況については、検挙件数は 30 万 1,055 件（前年比 1 万 3,782 件、4.8%増加）、検挙人員は 20 万 663 人（前年比 8,837 人、4.6%増加）であり、刑法犯の検挙率は 38.9%（前年と同率）であった（図 2）。

図 1 刑法犯認知件数及び人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移

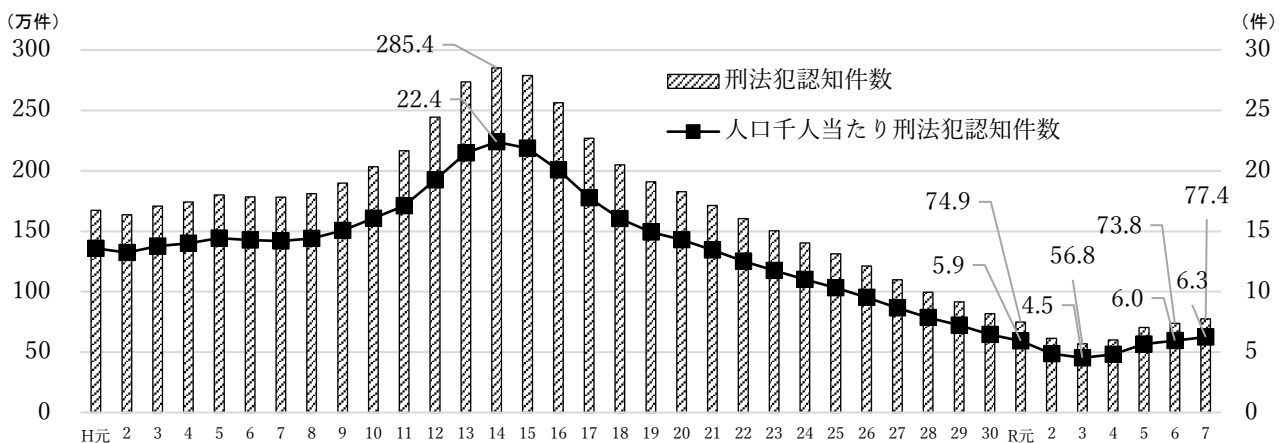
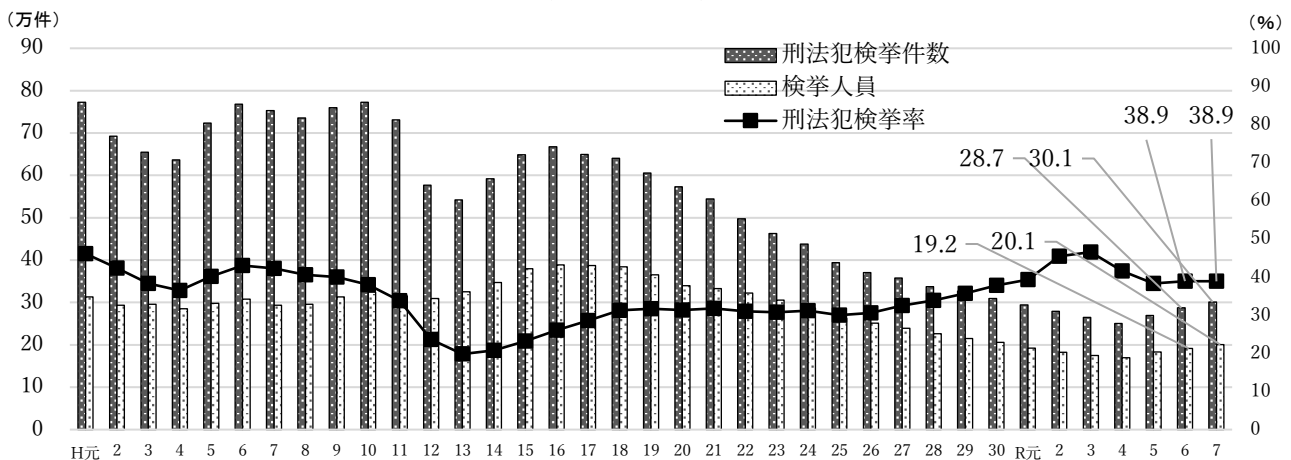


図 2 刑法犯検挙件数、検挙人員及び検挙率の推移



³ 人口は、総務省人口推計又は国勢調査人口による各年 10 月 1 日現在の総人口。ただし、令和 7 年は令和 6 年 10 月 1 日現在の人口

① 前年との比較

刑法犯認知件数の包括罪種別の内訳について、増加数でみると、知能犯⁴が7万7,473件（前年比1万5,487件、25.0%増加）、窃盗犯が51万3,931件（前年比1万2,424件、2.5%増加）と前年から大きく増加し、これらが刑法犯認知件数の総数の増加の76.5%を占めている。また、増加率でみると、最も顕著な知能犯に次いで、風俗犯⁵が2万204件（前年比1,739件、9.4%増加）、粗暴犯⁶が6万1,850件（前年比4,104件、7.1%増加）とそれぞれ大きく増加している（図3、4）。

図3 刑法犯認知件数の包括罪種別の推移

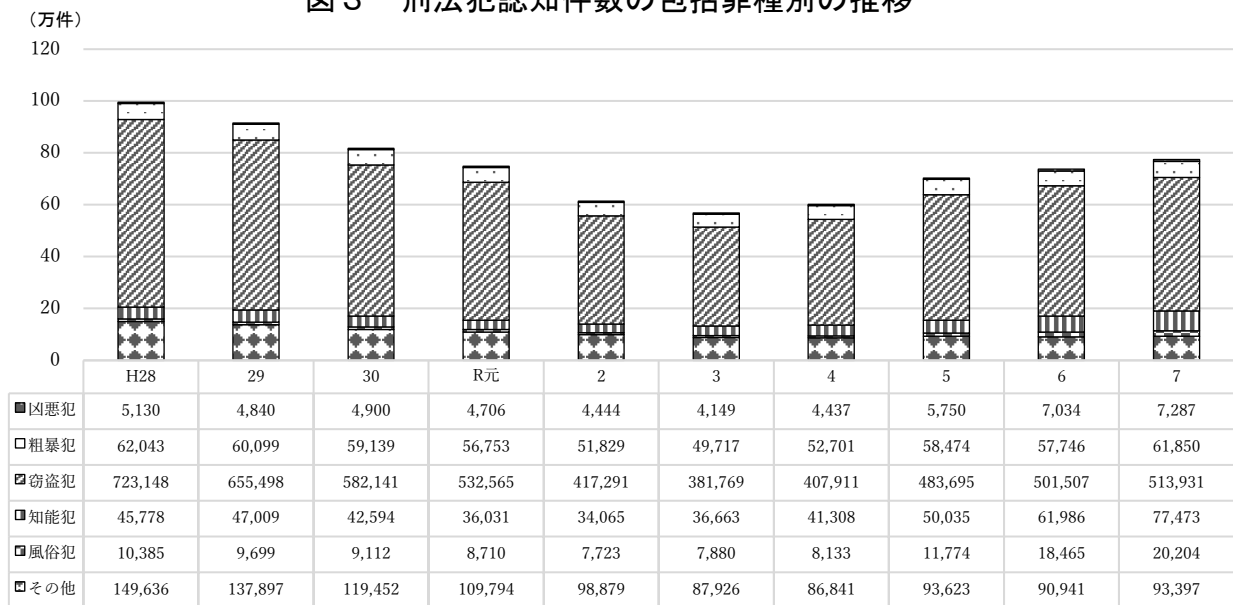
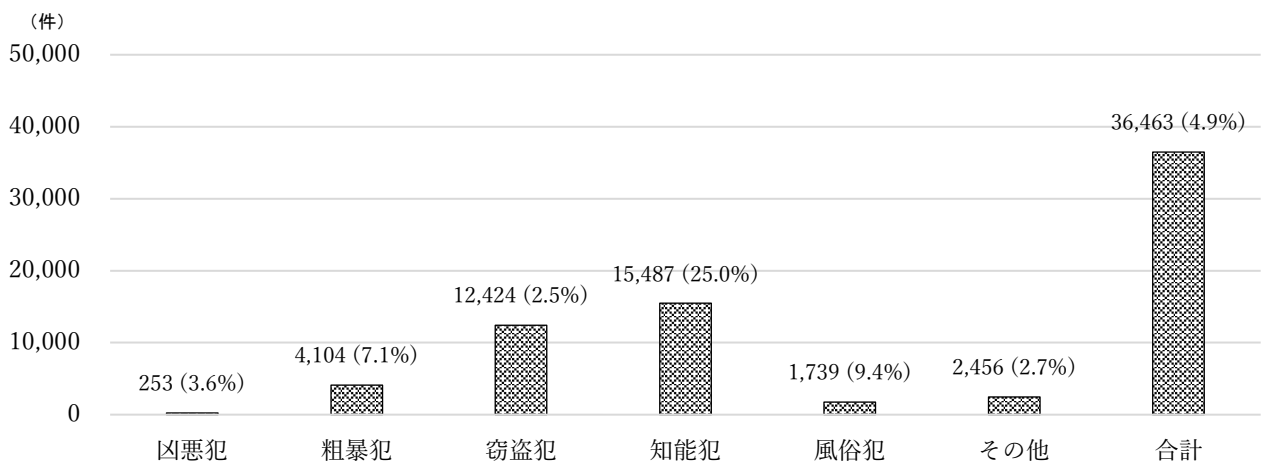


図4 刑法犯認知件数の包括罪種別の増加数及び増加率（前年との比較）



⁴ 詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法違反及び背任

⁵ 賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的姿態撮影等処罰法違反、わいせつ物頒布等及び十六歳未満の者に対する面会要求等

⁶ 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫及び恐喝

窃盗犯については、自転車盗が17万2,654件（前年比1,366件、0.8%減少）と減少したものの、万引きが10万5,135件（前年比6,843件、7.0%増加）と増加し、総数の増加に大きな影響を与えている（後記イ参照）。

知能犯については、全体の9割以上を占める詐欺（7万2,532件（前年比1万5,208件、26.5%増加））の増加が、総数の増加の主な要因となっている（後記ウ参照）。

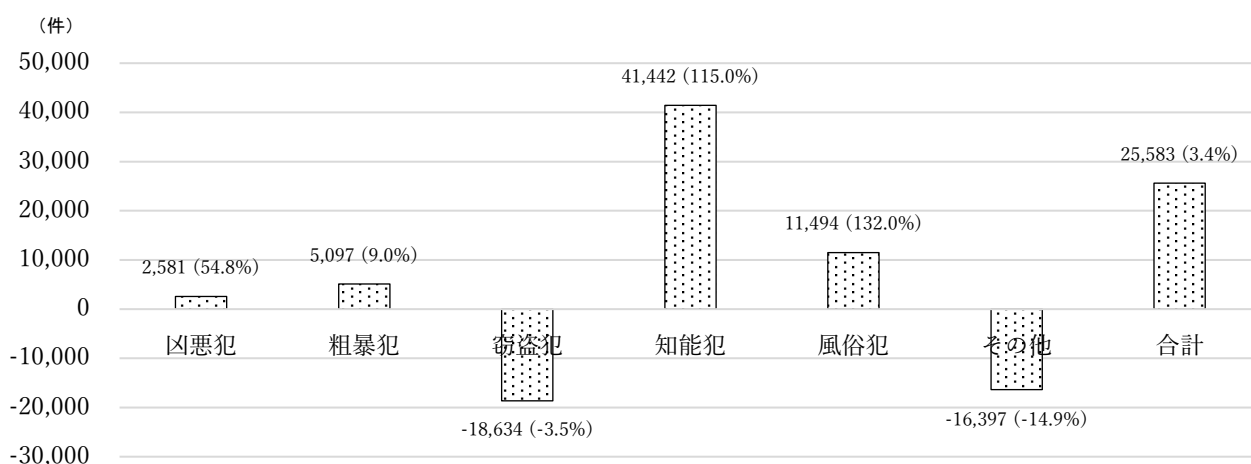
風俗犯については、性的姿態撮影等処罰法⁷違反（9,962件（前年比1,526件、18.1%増加））が大きく増加し、総数の増加に大きな影響を与えている。

粗暴犯については、暴行（3万1,137件（前年比1,887件、6.5%増加））及び傷害（2万3,460件（前年比1,168件、5.2%増加））が大きく増加した。

② 令和元年との比較

前記のとおり、刑法犯認知件数の総数については、戦後最少となった令和3年から4年連続で前年を上回り、令和7年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年を上回った。その変動の内訳について、令和元年からの増加率でみると、高い順に、風俗犯（令和元年比1万1,494件、132.0%増加）、知能犯（令和元年比4万1,442件、115.0%増加）、凶悪犯⁸（令和元年比2,581件、54.8%増加）、粗暴犯（令和元年比5,097件、9.0%増加）となっている。窃盗犯については、令和元年と比較すると同水準までは至っていない（令和元年比18,634件、3.5%減少）ものの、知能犯及び風俗犯の増加が顕著であり、これらが刑法犯認知件数の総数の増加に大きな影響を与えている（図5）。

図5 刑法犯認知件数の包括罪種別の増減数及び増減率（令和元年と令和7年の比較）

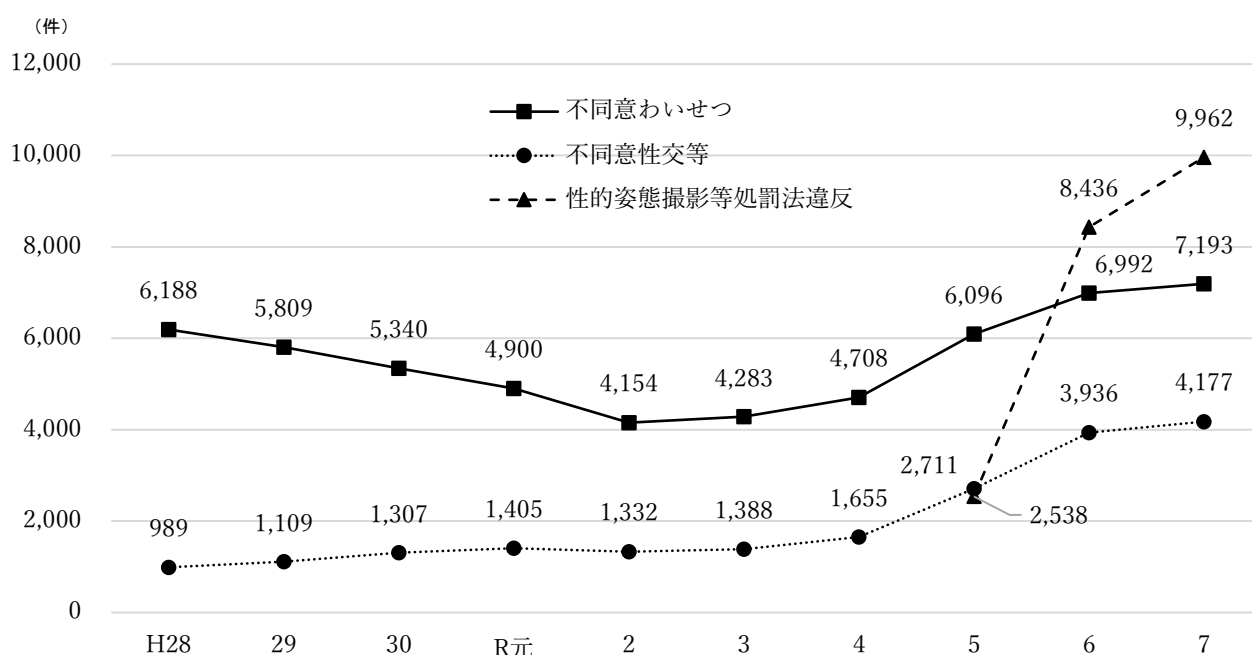


⁷ 性的姿態撮影等処罰法：性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

⁸ 殺人、強盗、放火及び不同意性交等

風俗犯については、性的姿態撮影等処罰法違反（9,962 件、令和 5 年の同法施行後に統計開始）及び不同意わいせつ（7,193 件（令和元年比 2,293 件、46.8% 増加））の増加が、凶悪犯については、不同意性交等（4,177 件（令和元年比 2,772 件、197.3%増加））の増加が、それぞれの総数の増加の主な要因となっている（図 6）。これらについては、令和 5 年に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正刑法」という。）及び性的姿態撮影等処罰法により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたことや、政府として性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進⁹してきたことも相まって、認知件数が増加したものと推認される。

図 6 不同意わいせつ、不同意性交等及び性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数の推移



知能犯については、前記のとおり、詐欺（7 万 2,532 件（令和元年比 4 万 325 件、125.2%増加））の増加が、総数の増加に大きな影響を与えている（後記ウ参照）。

粗暴犯については、傷害（2 万 3,460 件（令和元年比 2,272 件、10.7%増加））及び脅迫（5,170 件（令和元年比 1,513 件、41.4%増加））の増加が、総数の増加に大きな影響を与えている。

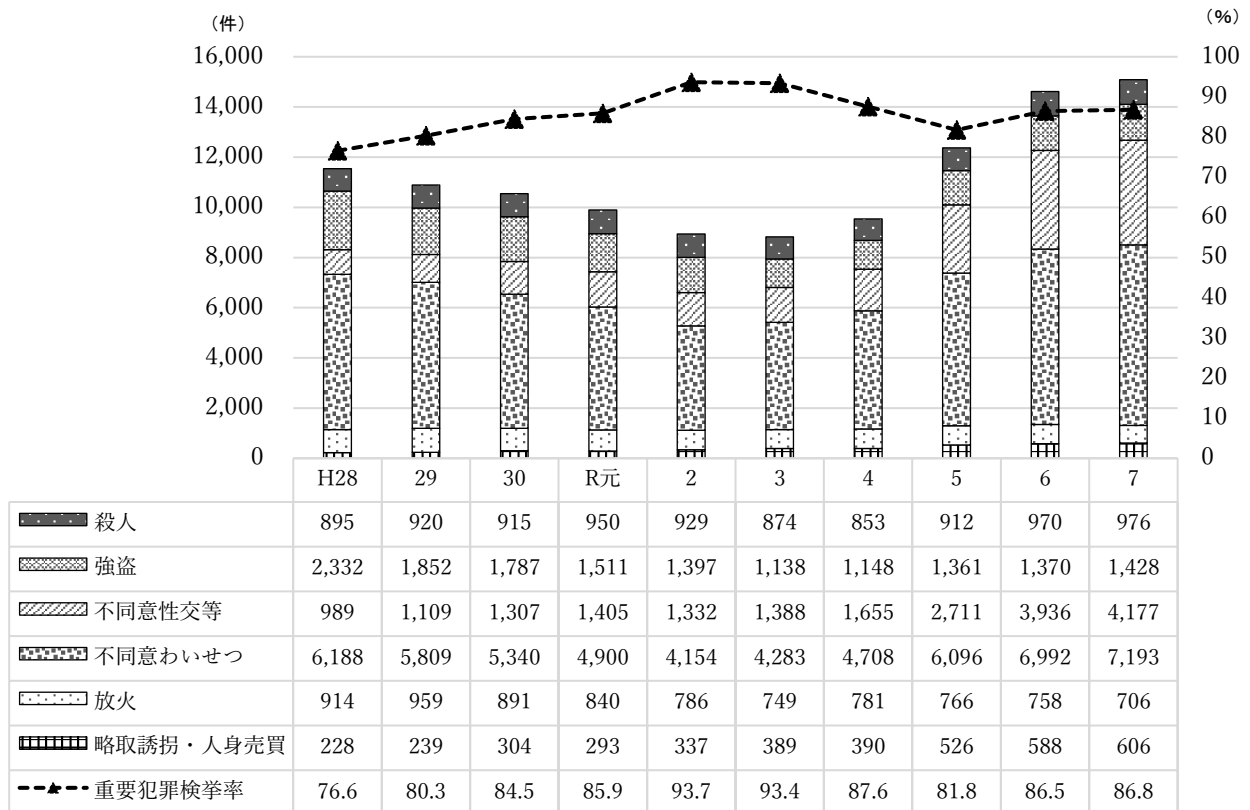
なお、窃盗犯については、令和元年と比較すると同水準までは至っていないものの、令和 3 年に最少となった後は、4 年連続で前年を上回り、令和元年の水準にまで戻りつつあり（令和元年比 1 万 8,634 件、3.5%減少）、注視すべきであるといえる（後記イ参照）。

⁹ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）及び「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和 5 年 3 月 30 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

(イ) 重要犯罪

重要犯罪¹⁰については、令和7年の認知件数は1万5,086件（前年比472件、3.2%増加）、検挙率は86.8%（前年比0.3ポイント増加）であった。認知件数の内訳をみると、殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ及び略取誘拐・人身売買¹¹がいずれも前年比で増加した一方で、放火が減少した（図7）。

図7 重要犯罪の認知件数及び検挙率の推移



¹⁰ 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ

¹¹ 「略取誘拐・人身売買」の数値については、全て略取誘拐の数値であり、令和元年以降人身売買は認知していない。

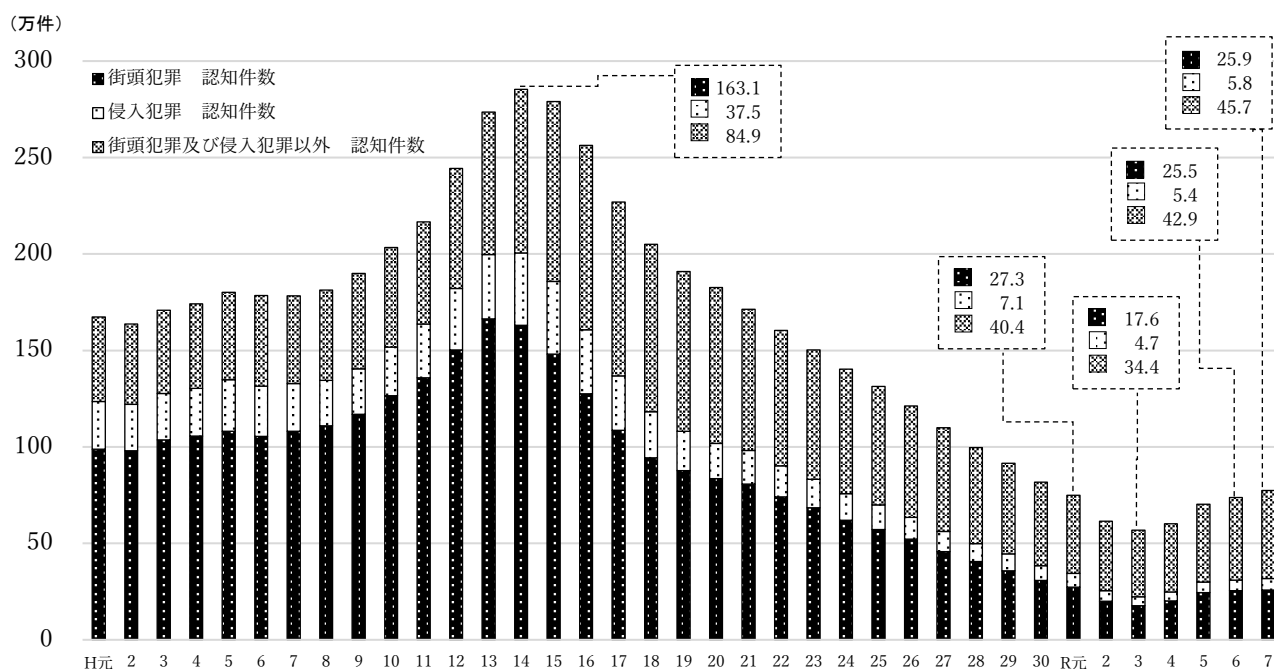
(ウ) 街頭犯罪・侵入犯罪

街頭犯罪¹²の認知件数については、令和7年は25万8,733件（前年比3,486件、1.4%増加）、侵入犯罪¹³の認知件数については5万8,492件（前年比4,924件、9.2%増加）となった（図8）。

侵入犯罪の認知件数の内訳をみると、全体の約8割を占める侵入窃盗が4万7,233件（前年比4,197件、9.8%増加）となっており、総数の増加に大きな影響を与えている。

また、街頭犯罪については、自動車盗が6,386件（前年比306件、5.0%増加）、オートバイ盗が1万4,552件（前年比2,911件、25.0%増加）、暴行（街頭で行われたものに限る）が1万1,324件（前年比961件、9.3%）と増加した一方で、総数に占める割合が大きい自転車盗が17万2,654件（前年比1,366件、0.8%減少）と減少した。

図8 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の推移



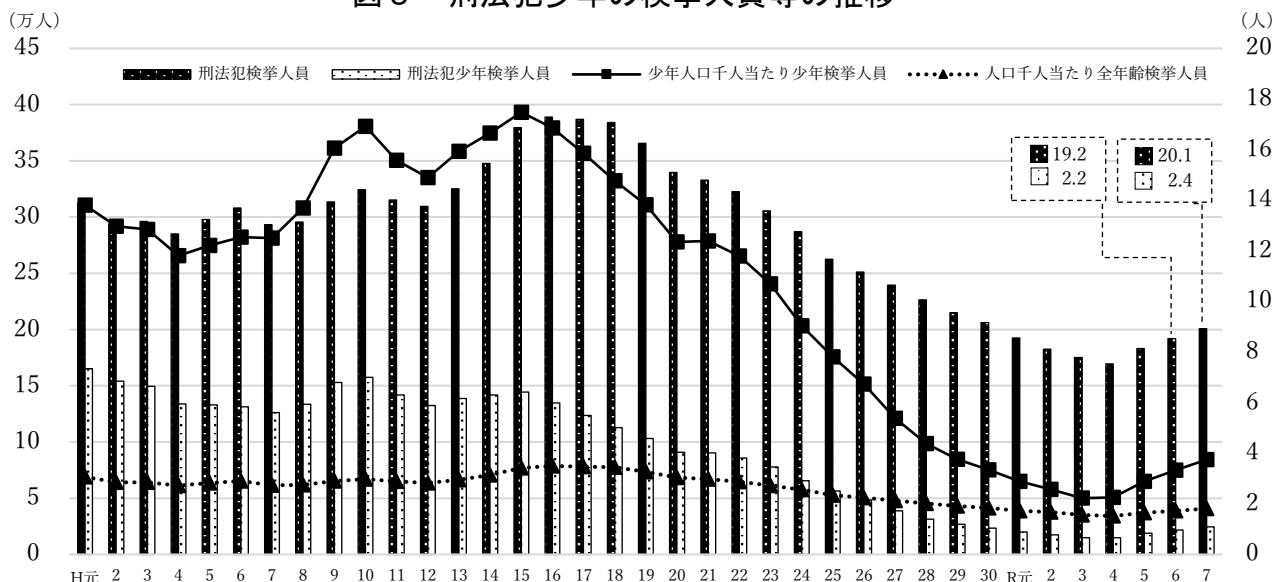
¹² 路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいのほか、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買、暴行、傷害及び恐喝のうち街頭で行われたもの

¹³ 侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

(Ⅰ) 刑法犯少年

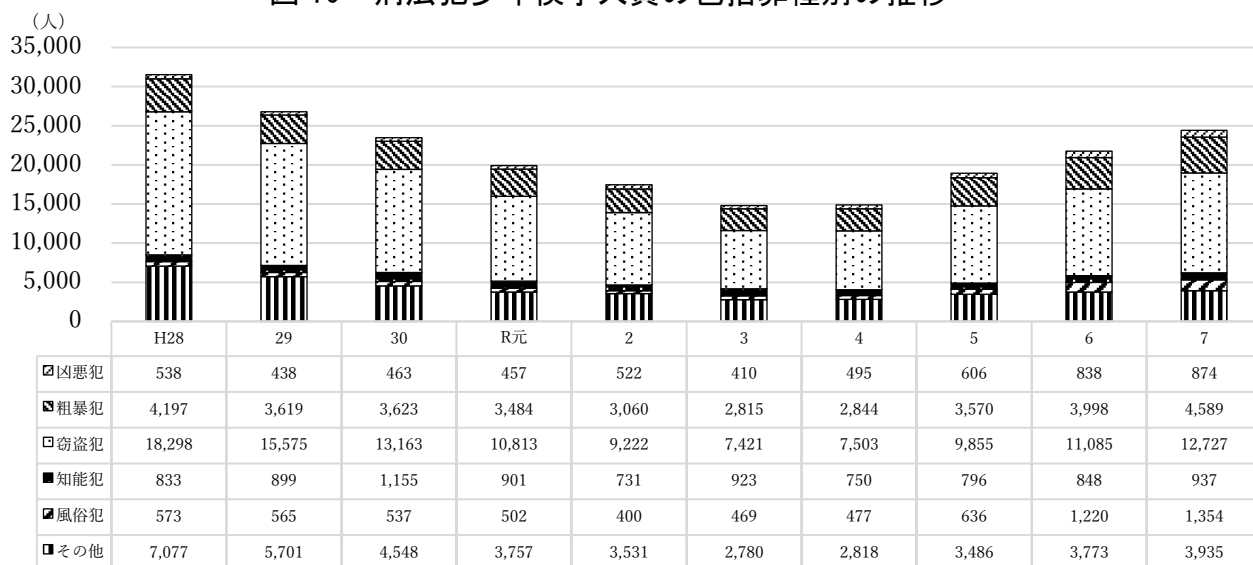
刑法犯少年の検挙人員は、令和7年は2万4,416人（前年比2,654人、12.2%増加）であり、令和3年から4年連続で増加した。また、少年人口千人当たりの少年検挙人員は3.7人（前年比0.4人増加）と、4年連続で増加となった（図9）。

図9 刑法犯少年の検挙人員等の推移



包括罪種別の内訳をみると、全ての罪種において前年を上回った。特に、窃盗犯が1万2,727人（前年比1,642人、14.8%増加）、粗暴犯が4,589人（前年比591人、14.8%増加）であり、これらが刑法犯少年の検挙人員の総数の増加に大きな影響を与えている（図10）。このうち、窃盗犯については万引き（6,169人（前年比1,170人、23.4%増加））、粗暴犯については傷害（2,587人（前年比305人、13.4%増加））及び恐喝（561人（前年比140人、33.3%増加））の増加が、それぞれの罪種の増加に大きな影響を与えている。

図10 刑法犯少年検挙人員の包括罪種別の推移



イ 窃盗犯

(7) 窃盗犯全体

前記のとおり、窃盗犯の認知件数は、平成15年から令和3年まで一貫して減少していたが、令和3年から4年連続で前年を上回り、令和7年には令和元年の水準にまで戻りつつある。刑法犯認知件数のうち、窃盗犯の認知件数は包括罪種別でみると最も大きな割合を占めており、その推移が、刑法犯全体の動向に大きな影響を与えているといえる（図11）。

また、窃盗犯の検挙状況について、検挙件数は17万3,507件（前年比7,458件、4.5%増加）、検挙人員は9万2,589人（前年比4,287人、4.9%増加）、検挙率は33.8%（前年比0.7ポイント増加）であり、重要窃盗犯¹⁴の検挙率は49.9%（前年比5.8%減少）であった（図12）。

図11 窃盗犯の認知件数の推移

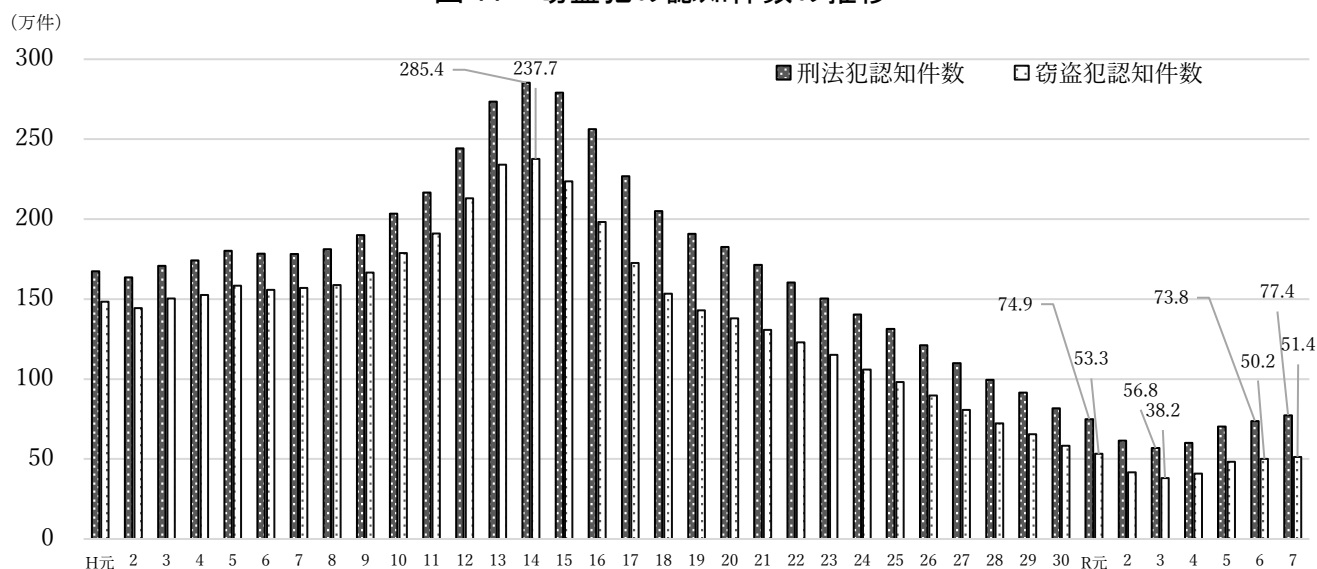
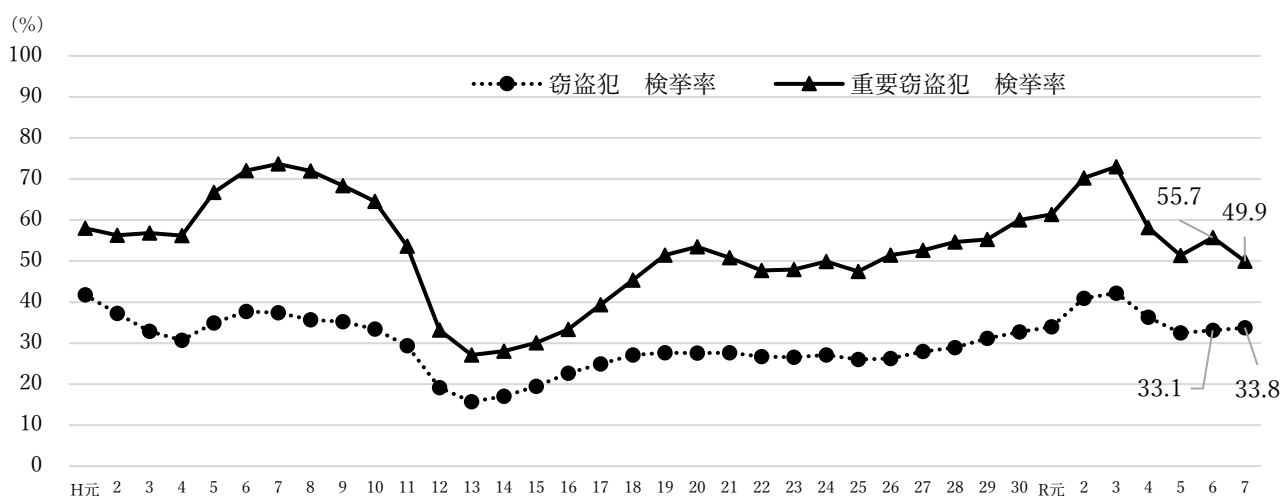


図12 窃盗犯及び重要窃盗犯の検挙率の推移



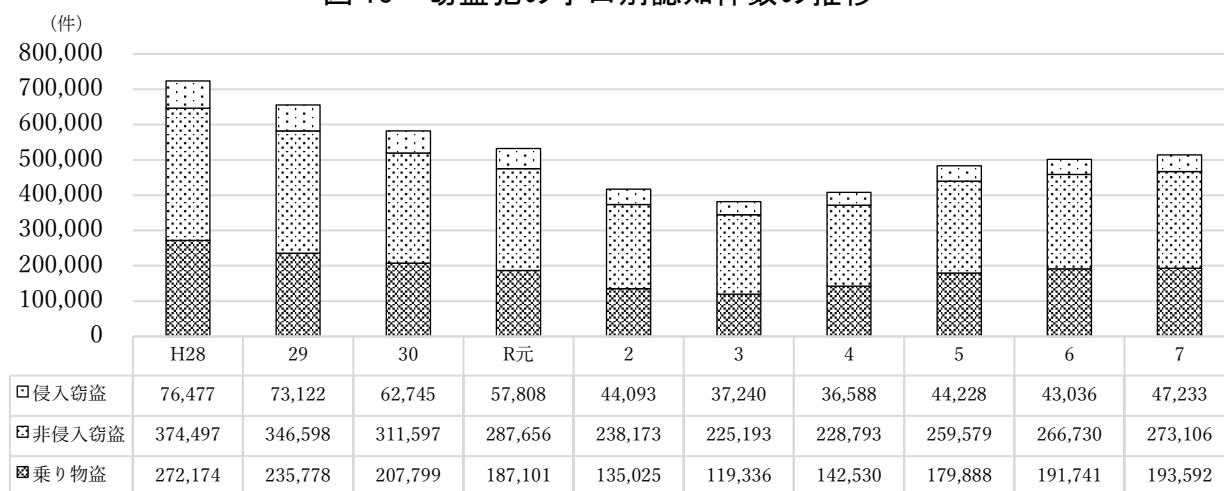
¹⁴ 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり

(イ) 侵入窃盗、非侵入窃盗及び乗り物盗

窃盗犯の手口別の認知件数をみると、令和7年は、侵入窃盗が4万7,233件（前年比4,197件、9.8%増加）、非侵入窃盗が27万3,106件（前年比6,376件、2.4%増加）、乗り物盗が19万3,592件（前年比1,851件、1.0%増加）となっており、非侵入窃盗が全体の53.1%を占めている（図13）。

侵入窃盗は、令和4年まで減少した後、増減を繰り返しているが、非侵入窃盗及び乗り物盗は、いずれも刑法犯認知件数が戦後最少となった令和3年以降、増加傾向にある。

図13 窃盗犯の手口別認知件数の推移



(ウ) 万引き

非侵入窃盗のうち、万引きが最も大きい割合を占めており、令和7年の認知件数は10万5,135件（前年比6,843件、7.0%増加）と、全体の38.5%を占めている（図14）。

万引きの発生場所別の認知件数をみると、令和7年は、商業施設¹⁵が5万6,652件（前年比3,025件、5.6%増加）と全体の半数以上を占めるほか、コンビニエンスストアが2万2,929件（前年比2,926件、14.6%増加）、ドラッグストアが1万6,123件（前年比962件、6.3%増加）とそれぞれ増加した（図15）。また、被害品別の認知件数をみると、食料品類が被害品に含まれるものが5万3,186件（前年比5,915件、12.5%増加）と、大きく増加している。

また、万引きの検挙状況について、検挙件数は7万2,339件（前年比5,356件、8.0%増加）、検挙人員は5万5,192人（前年比3,604人、7.0%増加）、検挙率は68.8%（前年比0.7ポイント増加）であった（図16）。

¹⁵ 商品販売やサービスの提供といった商業活動を目的とした施設で、比較的大型の小売店や商売を行う店舗が複数入居する建物等のことをいう。例えば、デパート、ショッピングモール、ショッピングセンター、スーパーマーケット、ホームセンター、家電量販店等がこれに該当する。

図 14 非侵入窃盗の手口別認知件数の推移

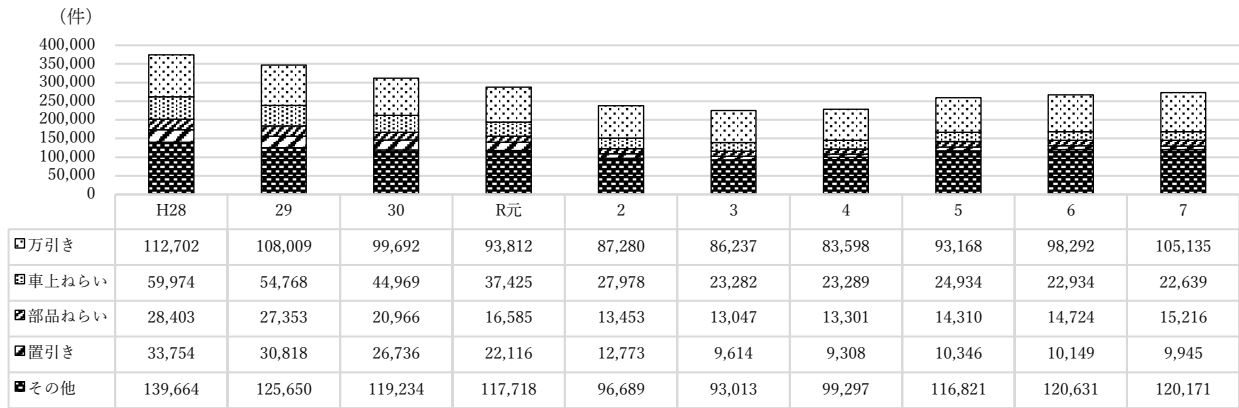


図 15 万引きの発生場所別認知件数の推移

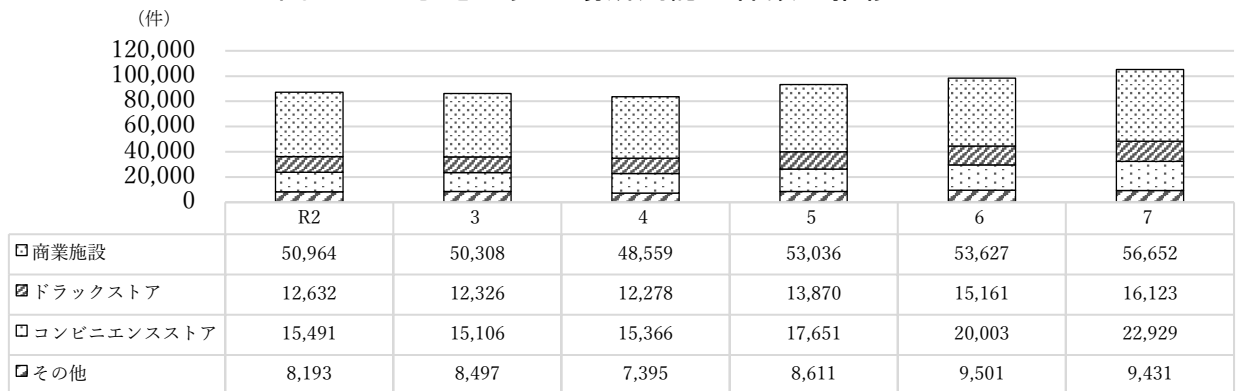
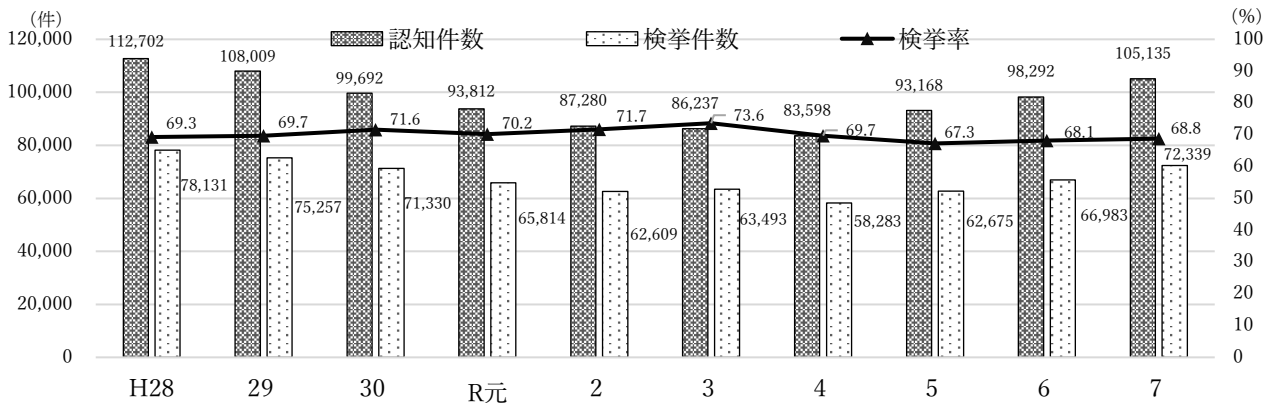


図 16 万引きの認知件数、検挙件数及び検挙率の推移



(I) 発生場所「空き家」

窃盗犯の認知件数を発生場所でみると、商業施設や一戸建住宅での発生が多いが、増加率では、空き家¹⁶が、統計をとり始めた令和2年以降5年連続で前年を上回って令和7年には1万3,971件となり、令和2年比で1万546件、307.9%増加と急増している。その内訳は、侵入窃盗が1万1,958件（前年比2,644件、28.4%増加）、敷地内等から窃取する非侵入窃盗が1,934件（前年比494件、34.3%増加）となっている（図17）。

¹⁶ 「空き家」とは、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

空き家における窃盗犯の被害品別の認知件数でみると、侵入窃盗については、貴金属・宝石等が被害品に含まれるものが1,053件（前年比260件、32.8%増加）、家電製品類が被害品に含まれるものが391件（前年比61件、18.5%増加）、金属類が被害品に含まれるものが330件（前年比71件、27.4%増加）と大きく増加している。また、非侵入窃盗については、室外機が被害品に含まれるものが702件（前年比77件、12.3%増加）、その他の機械器具等が被害品に含まれるものが731件（前年比283件、63.2%増加）、金属類が被害品に含まれるものが227件（前年比83件、57.6%増加）と大きく増加している。

室外機や金属類が被害品として増加している要因としては、銅等の金属価格の高騰により、その一部に銅等が使用されているこれら物品を金属くずとして売却するために窃取されているものと考えられる。

また、発生場所が空き家となる窃盗犯の検挙件数は5,723件（前年比1,035件、22.1%増加）、検挙率は41.0%（前年比2.4ポイント減少）となっている（図18）。

図17 発生場所「空き家」の手口別の認知件数の推移

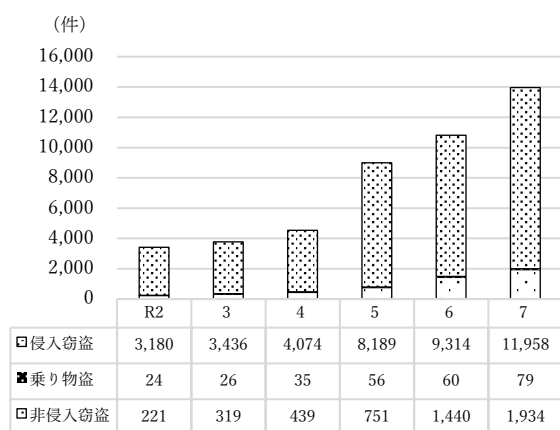
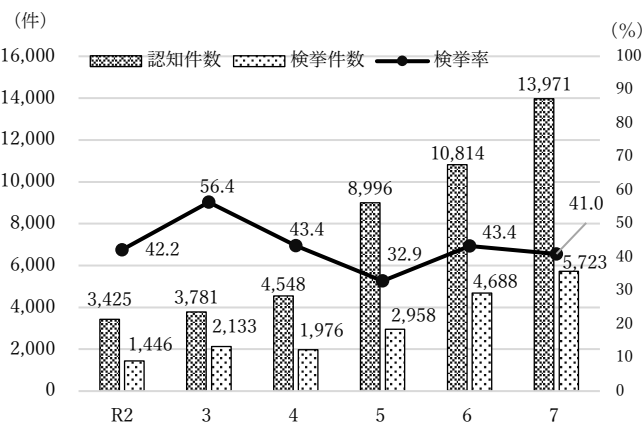


図18 発生場所「空き家」の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移



(オ) 組織的窃盗・盗品流通事犯

近年、組織的・広域的に金属盗や自動車盗、万引きが敢行され、盗品が海外へ不正に輸出されるなどの組織的窃盗・盗品流通事犯が発生しており、これらの犯罪収益が不法滞在外国人等による匿名・流動型犯罪グループの資金源になっているなど、治安上の大きな課題となっている。

なお、統計をとり始めた令和2年以降増加傾向であった金属盗¹⁷については、令和7年の認知件数は1万5,712件（前年比4,989件、24.1%減少）と減少した。これは、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗の被害が減少したことが大きな影響を与えたと考えられるが、引き続き、令和7年6月に公布された金属盗対策法¹⁸の確実な運用等により、金属盗の抑止及び検挙をより一層推進する必要がある。

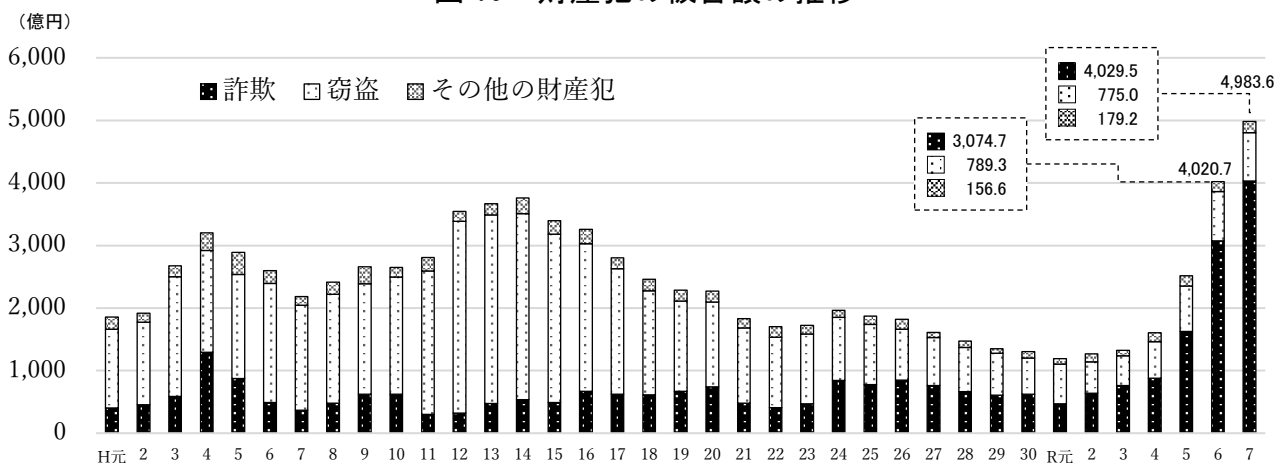
¹⁷ 被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）に係る窃盗

¹⁸ 金属盗対策法：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

ウ 詐欺

令和7年の財産犯¹⁹の被害額については、約4,984億円と前年比で23.9%増加し、過去最多となった令和6年の水準をさらに上回った（図19）。その内訳をみると、詐欺による被害額が約4,029億円と前年比で31.1%増加している。

図19 財産犯の被害額の推移



詐欺の認知件数について、令和7年は前年比で26.5%増加して7万2,532件となっており（図20）、詐欺における一被害当たりの被害額が高額化している実態が認められる。また、詐欺の犯行動機としては、「生活困窮」が占める割合が最も大きく38.4%（前年比1.5ポイント減少）であった（図21）。

図20 詐欺の認知件数の推移

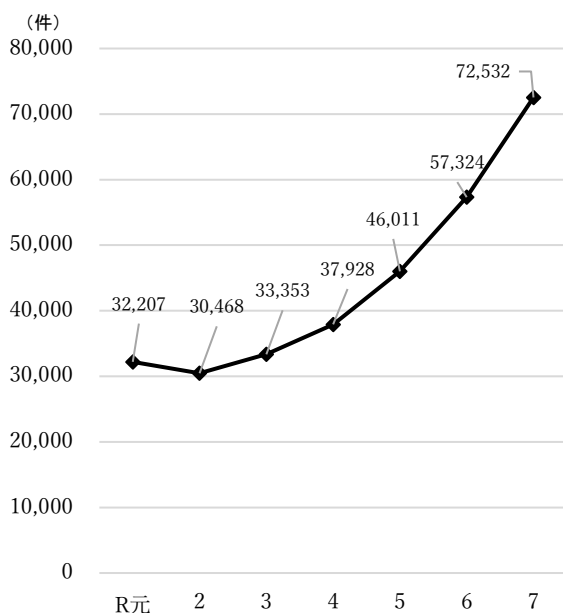
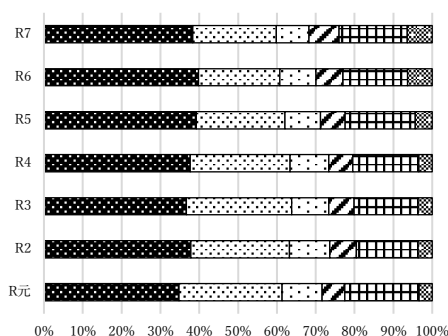


図21 詐欺の動機・原因の推移



	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生活困窮	34.8%	37.9%	36.7%	37.7%	39.2%	39.9%	38.4%
遊興費充当	26.6%	25.4%	27.1%	25.7%	22.9%	20.9%	21.5%
対象物自体の所有・消費目的	10.3%	10.3%	9.5%	10.0%	9.1%	9.3%	8.4%
債務返済	5.8%	6.9%	6.5%	6.2%	6.4%	7.0%	7.8%
その他	19.1%	15.9%	16.5%	17.0%	18.1%	16.6%	17.6%
動機不明	3.4%	3.6%	3.6%	3.5%	4.3%	6.4%	6.5%

¹⁹ 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

特殊詐欺の認知件数は2万7,832件²⁰（前年比6,789件、32.3%増加）、被害額は約1,423億円²¹（前年比約704億円、98.0%増加）と、いずれも前年比で増加し、過去最多となった（図22、23）。犯行手口別にみるとオレオレ詐欺²²の認知件数は1万4,489件（前年比7,737件、114.6%増加）、被害額は約1,138億円（前年比約680億円、148.3%増加）と大きく増加している。また、SNSを使用した非対面型の投資詐欺やロマンス詐欺（以下「SNS型投資・ロマンス詐欺」という。）²³の認知件数は1万5,168件（前年比4,931件、48.2%増加）、被害額は約1,834億円（前年比約562億円、44.2%増加）と、いずれも前年比で増加し、過去最多となるなど、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、極めて深刻な情勢が継続している。

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、事件の背後にいる暴力団や匿名・流動型犯罪グループが、資金の供給、実行犯の周旋、犯行ツールの提供等を行い、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している実態にあるほか、東南アジア等の海外に架け場等の拠点が置かれ、指示役が国内の実行犯に犯行指示を出すなど海外から敢行されている実態がみられる（匿名・流動型グループについては後記オ参照）。

令和7年における詐欺の検挙件数は1万7,448件²⁴（前年比1,273件、7.9%増加）、検挙人員は9,486人（前年比461人、5.1%増加）と、共に前年を上回った。特殊詐欺の検挙件数は6,575件（前年比1件、0.0%減少）、検挙人員は2,338人（前年比64人、2.8%増加）となったほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数は630件²⁵（前年比368件、140.5%増加）、検挙人員は397人（前年比268人、207.8%増加）となった（図24、図25）。

図22 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数の推移

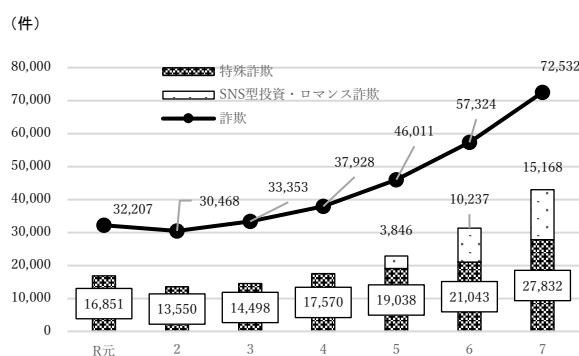
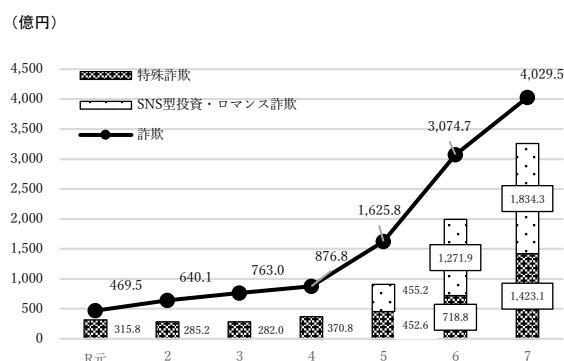


図23 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額の推移



²⁰ 特殊詐欺の認知件数には、窃盗1,243件、恐喝1件が含まれる。

²¹ 特殊詐欺の被害額には、窃盗約903万円、恐喝約35万円のほか、キャッシュカード等を使用しATMから引き出された約44億円が含まれる。

²² 親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）もの

²³ SNS型投資詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出勤手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）をいう。また、SNS型ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺をいう。

²⁴ 特殊詐欺の検挙件数・検挙人員には、窃盗1,143件・259人、組織的犯罪処罰法違反326人が含まれる。

²⁵ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数・検挙人員には、組織的犯罪処罰法違反145件・69人が含まれる。

図 24 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数の推移

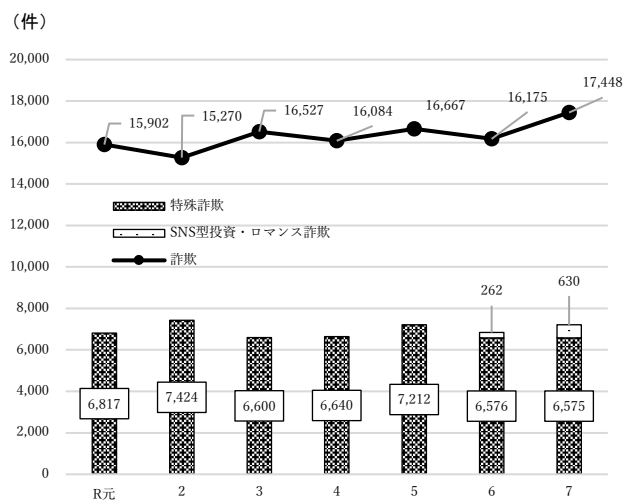
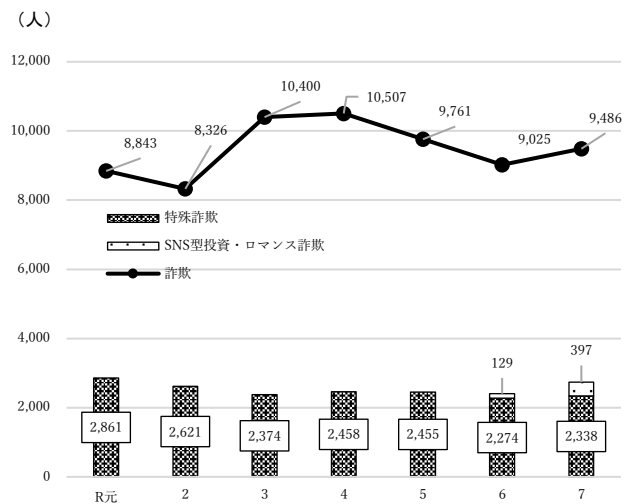


図 25 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の検挙人員の推移



エ サイバー空間をめぐる事案

(7) 違法・有害情報

インターネット上には、児童ポルノ等の違法情報、犯罪を誘発するような重要犯罪密接関連情報²⁶や自殺誘引等情報（以下「違法・有害情報」という。）が存在する。特に、近年SNS上には、匿名・流動型犯罪グループ等による犯罪実行者募集情報が氾濫しており、応募者らにより実際に強盗や特殊詐欺等の犯罪が敢行されるなど、深刻な治安上の脅威となっている。

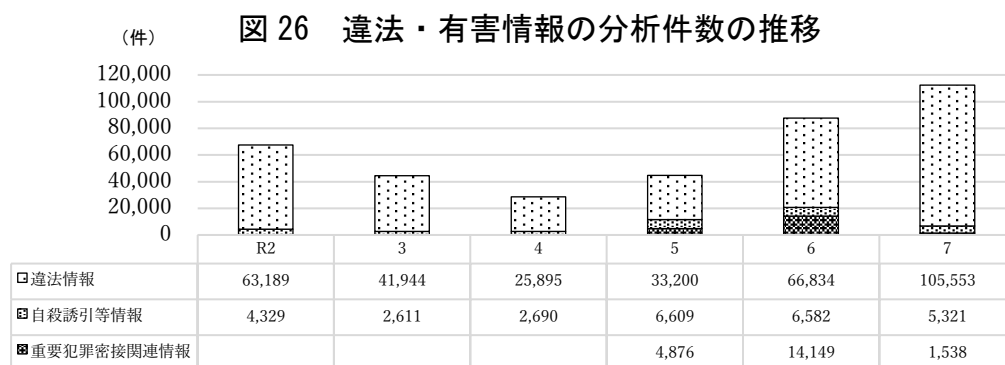
警察庁では、インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を事業委託するとともに、違法・有害情報を収集し、IHCに通報するサイバーパトロールセンター（CPC）を事業委託している。

IHCでは、犯罪実行者募集情報の実効的な削除のため、令和7年2月、重要犯罪密接関連情報としていた犯罪実行者募集情報を違法情報と位置付けるとともに、同年3月、体制を増強した。

また、同年6月に、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律が成立し、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為等が禁止されたことから、同年9月の法施行に合わせてIHCの運用ガイドラインを改定し、これら情報を新たに違法情報として取扱範囲に追加した。

令和7年におけるIHCの受理件数のうち、運用ガイドラインに基づいて63万3,036件を分析した結果、違法情報を10万5,553件、重要犯罪密接関連情報を1,538件、自殺誘引等情報を5,321件と判断した（図26）。

令和7年中にIHCの運用ガイドラインに基づき犯罪実行者募集情報と判断された情報は1万4,241件となり、6,679件（削除依頼を行う前に削除されたものを除く。）についてサイト管理者等に削除依頼を行った結果、6,351件が削除に至った。

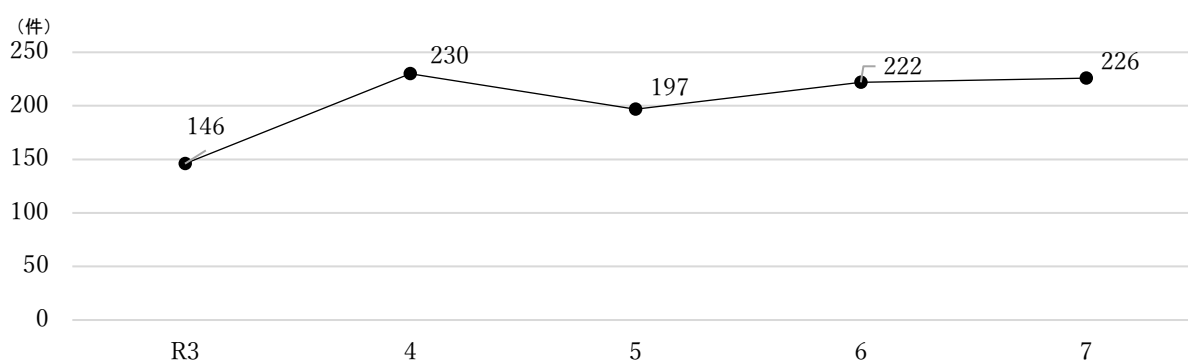


²⁶ インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連している次の情報 ①拳銃等の譲渡等、②爆発物の製造、③殺人等（殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫）、④臓器売買、⑤人身売買、⑥硫化水素ガスの製造、⑦ストーカー行為等

(イ) サイバー事案²⁷

ランサムウェア²⁸によるサイバー攻撃の被害は、依然として深刻な状況にある。令和7年9月、飲料メーカー大手のサーバがランサムウェアによる攻撃を受け、顧客や従業員等の個人情報約191万件について漏えいのおそれがあると発表した。また、同年10月にも通販大手のサーバがランサムウェアによる攻撃を受け、製品の受注・生産が停止したほか、顧客や社員等の個人情報が約74万件漏えいしたと発表した。令和7年中に警察庁に報告された企業・団体等におけるランサムウェアによる被害件数は、226件と、高水準で推移している（図27）。

図27 企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数の推移



²⁷ サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

²⁸ 感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭又は暗号資産）を要求する不正プログラム

フィッシング²⁹はインターネットバンキングに係る不正送金やクレジットカードの不正利用に使われているところ、令和7年におけるフィッシング報告件数は245万4,297件となり、前年比42.9%増加となった（図28）³⁰。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、令和7年は発生件数が4,747件、被害額は約104.0億円となり、前年より増加（それぞれ前年比で8.7%、19.7%増加）した。特に被害額については過去最多となり、深刻な状況である。（図29）。また、クレジットカードの不正利用事犯についても、被害額が高水準で推移している（令和7年は約510.5億円、前年比8.0%減少）（図30）³¹。

図28 フィッシング報告件数の推移

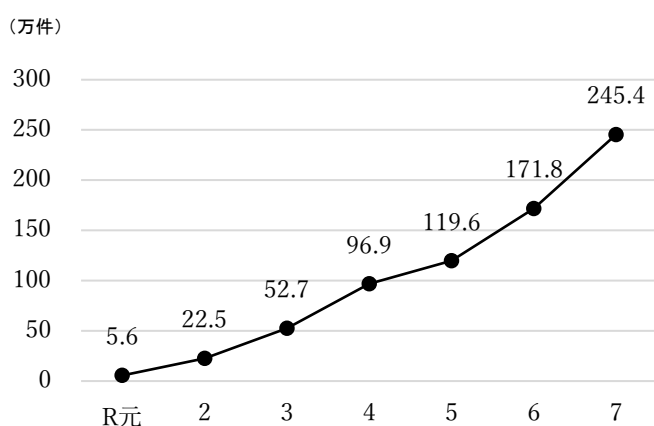


図29 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額の推移

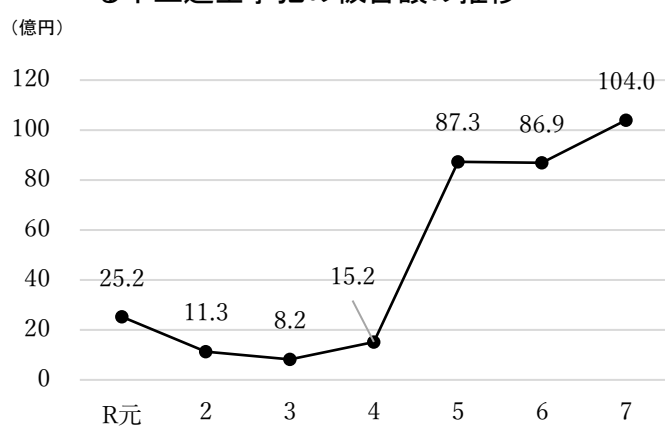
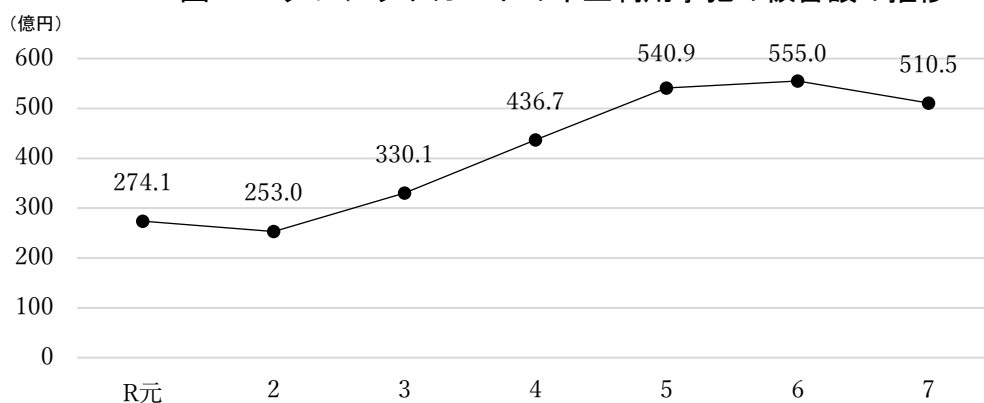


図30 クレジットカードの不正利用事犯の被害額の推移



²⁹ 実在する組織を装ってメールやSMSのリンクから偽のウェブサイト（フィッシングサイト）へ誘導し、同サイトでアカウント情報やクレジットカード番号等を不正に入手する手口

³⁰ フィッシング報告件数については、フィッシング対策協議会の調査による。

³¹ クレジットカードの不正利用事犯の被害額については、一般社団法人日本クレジット協会の調査による。

サイバー事案の検挙件数については、令和7年中は4,154件を検挙しており、前年比で15.0%の増加となった。その内訳を見ると、詐欺が576件と、大きく増加した（前年比71.4%増加）（図31³²）。

サイバー犯罪³³の検挙件数については、令和7年中は1万5,108件を検挙しており、前年比で14.8%の増加となった。

また、令和7年における不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪³⁴の検挙件数は、それぞれ431件、1,253件であった（それぞれ前年比23.4%減少、8.5%増加）（図32）。

なお、近年、SNS上での特定の個人に対する誹謗中傷も社会問題化しており、令和7年中は555件をインターネット上での名誉毀損罪及び侮辱罪で検挙している（前年比14.0%増加）。

図31 サイバー事案の検挙件数の推移

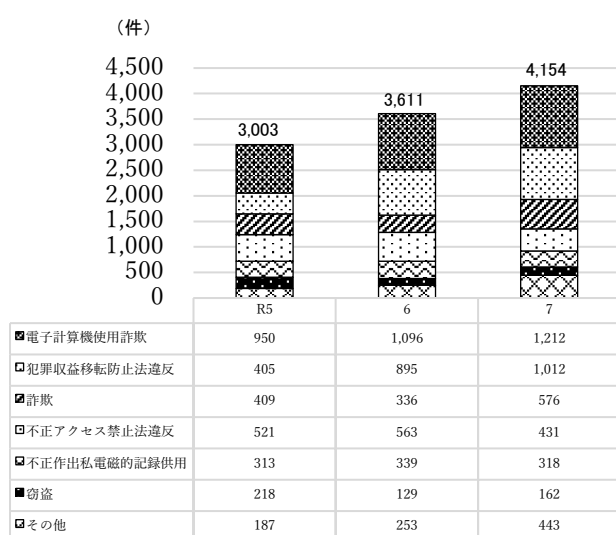
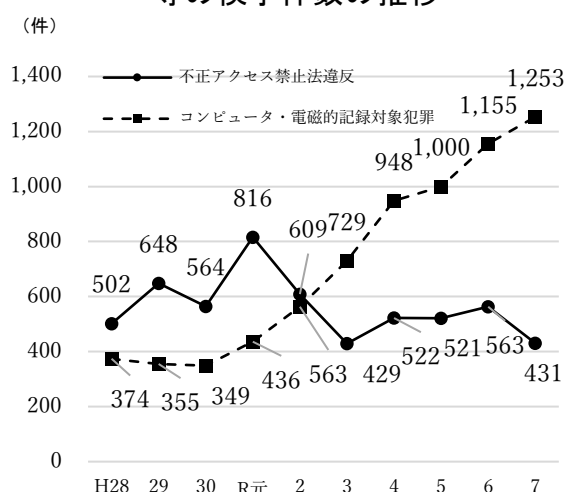
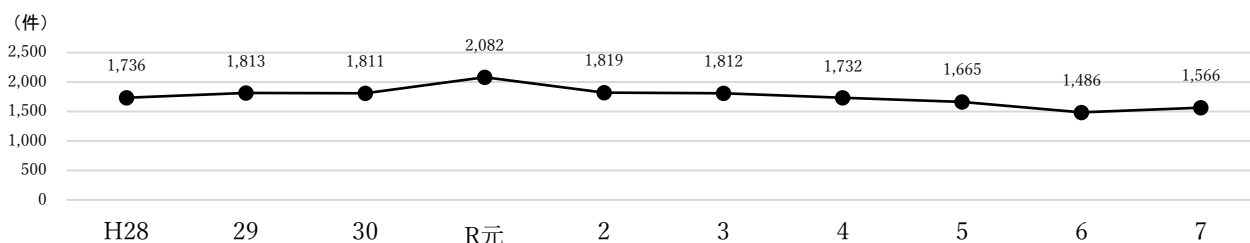


図32 不正アクセス禁止法違反等の検挙件数の推移



SNSに起因する事犯の被害児童³⁵数は1,566人（前年比5.4%増加）と、依然として高い水準にある（図33）。

図33 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移



³² 犯罪収益移転防止法：犯罪による収益の移転防止に関する法律

不正アクセス禁止法：不正アクセス行為の禁止等に関する法律

³³ 不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

³⁴ 刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪

³⁵ 「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

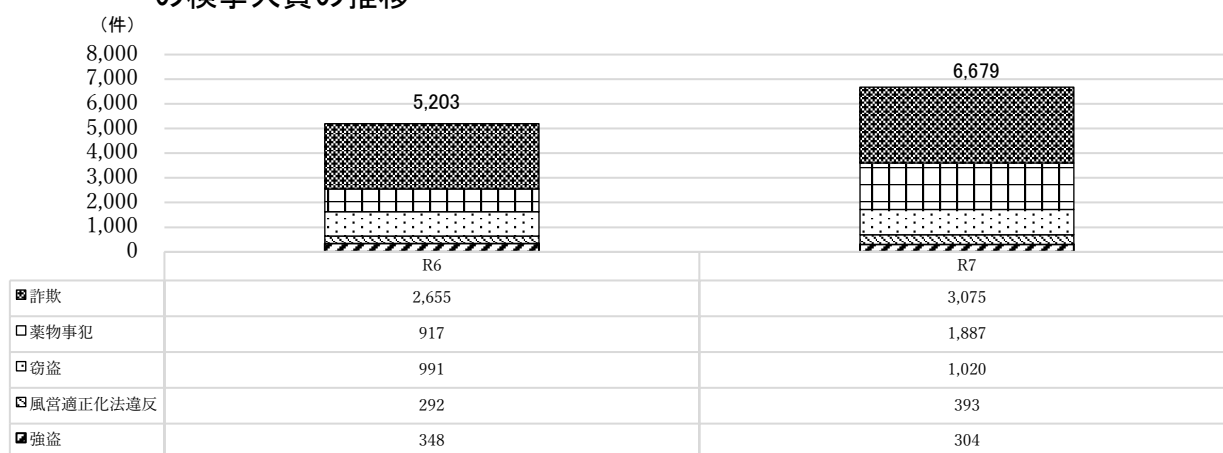
オ 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動

近年、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、実行犯はSNS等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する匿名・流動型犯罪グループが治安上の課題となっている。

匿名・流動型犯罪グループは、警察による検挙を免れるため、国民生活を豊かにするために発展してきた通信サービスや金融サービスの匿名性を悪用しながら、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめ、SNS等で募集された犯罪の実行者による組織的な強盗、悪質ホストクラブ事犯、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質リフォーム事犯のほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー事案に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事犯に深く関与し、その収益を有力な資金源としている実態が見られる。

令和7年の匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員は6,679人（前年比1,476人、28.4%増加）であり、詐欺が3,075人（前年比420人、15.8%増加）と46.0%を占めるほか、薬物事犯が1,887人（前年比970人、105.8%増加）、窃盗が1,020人（前年比29人、2.9%増加）、風営適正化法³⁶違反が393人（前年比101人、34.6%増加）、強盗が304人（前年比44人、12.6%減少）、となっている（図34）。

図34 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員の推移



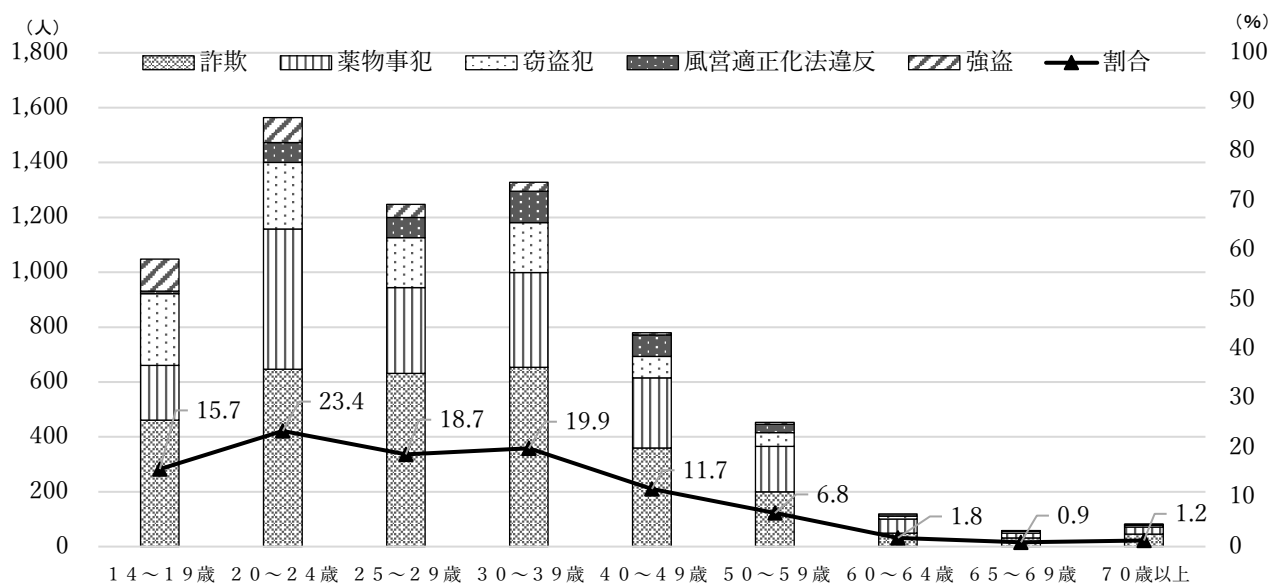
主な資金獲得犯罪の検挙人員について、年齢層別にみると、20代前半が23.4%と最も多く、20代までの若年層が全体の約6割を占めている（図35）。

また、主な資金獲得犯罪の検挙人員のうち約3割の者は、SNSによる犯罪実行者募集情報が、犯行への応募・加担の経緯となっている。

さらに、主な資金獲得犯罪の検挙人員のうち、主犯・指示役の立場にあった者は約1割となっており、匿名・流動型犯罪グループ対策の撲滅を図るためには、主犯・指示役等のグループの中核的人物の実態解明・取締りを更に強化していく必要がある。

³⁶ 風営適正化法：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

図 35 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪
の検挙人員年齢層別の割合（令和 7 年）



また、匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行い、捜査機関等からの追及を回避しようとしている状況がうかがわれるところ、匿名・流動型犯罪グループから犯罪収益をはく奪し、その還流を防ぐため、警察においては、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出に係る分析を含め、犯罪グループの資金の流れを徹底的に分析している。

令和 7 年中、匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪のうち、組織的犯罪処罰法違反の検挙人員は 674 人（前年比 294 人、77.4%増加）であった。

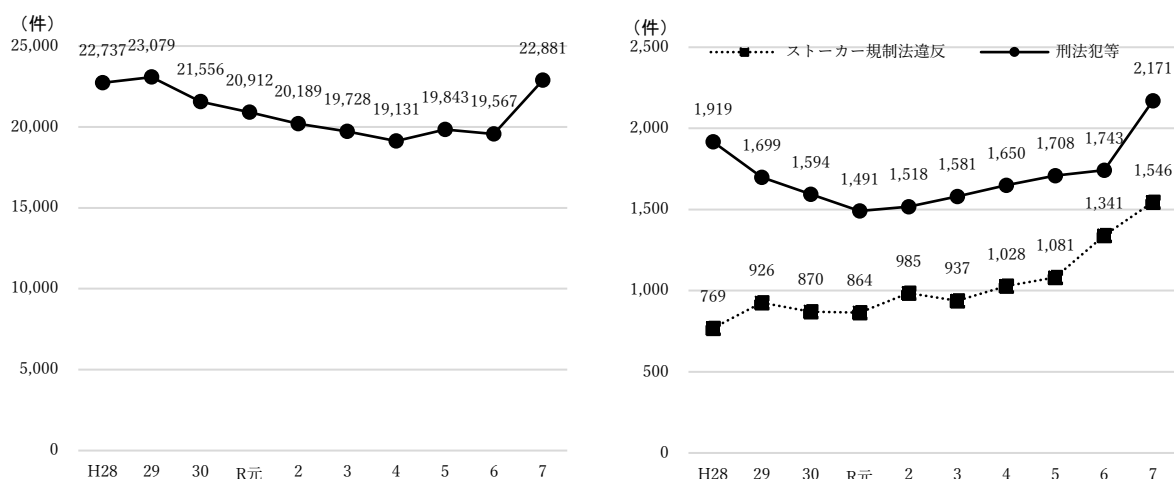
匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益の移転について、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」等から違法に入手した法人口座等を悪用しているほか、特に、国外への移転において、国内法人の商取引に係る資金決済を偽装するなどしている実態が明らかになっており、こうした違法なビジネスモデルについて、更なる実態解明を進めるとともに、関係省庁等とも緊密に連携し、その解体に向けた取組を強化していく必要がある。

カ 人身安全関連事案

(ア) ストーカー事案

ストーカー事案の相談等件数は2万2,881件（前年比16.9%増加）と、依然として高い水準で推移している（図36）。また、ストーカー事案の検挙件数についても、ストーカー規制法³⁷違反の検挙が1,546件、刑法犯等の検挙が2,171件（それぞれ前年比15.3%増加、24.6%増加）と、ストーカー規制法の施行以降でそれぞれ最多となった（図37）。

図36 ストーカー事案の相談等件数の推移 図37 ストーカー事案の検挙件数の推移



(イ) 配偶者からの暴力事案等

配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向にあり、令和7年は9万8,289件と、前年比で3.5%増加し、配偶者暴力防止法³⁸の施行以降で最多となった（図38）。

配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯等の検挙件数については8,358件（前年比0.7%減少）と、依然として高い水準で推移している（図39）。

図38 配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移

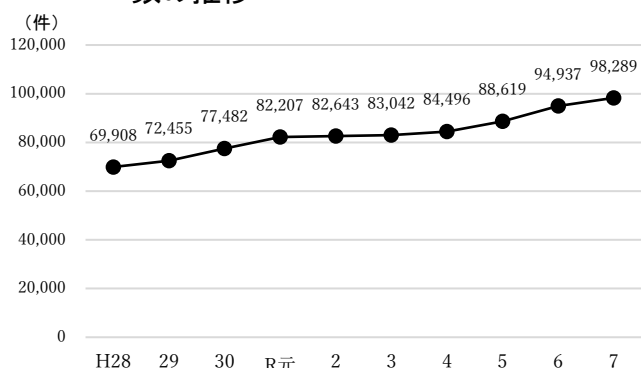
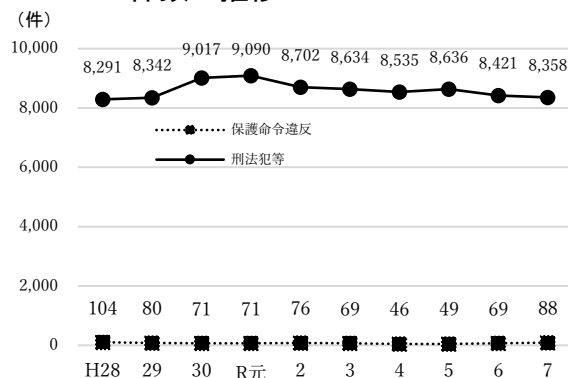


図39 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移



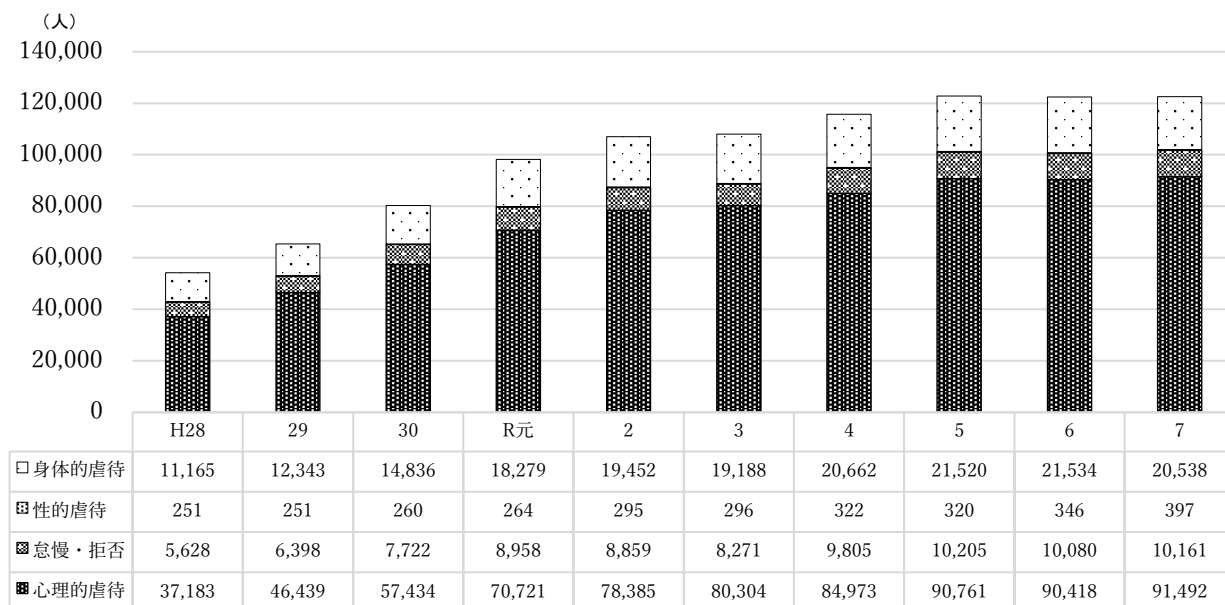
³⁷ ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律

³⁸ 配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(ウ) 児童虐待

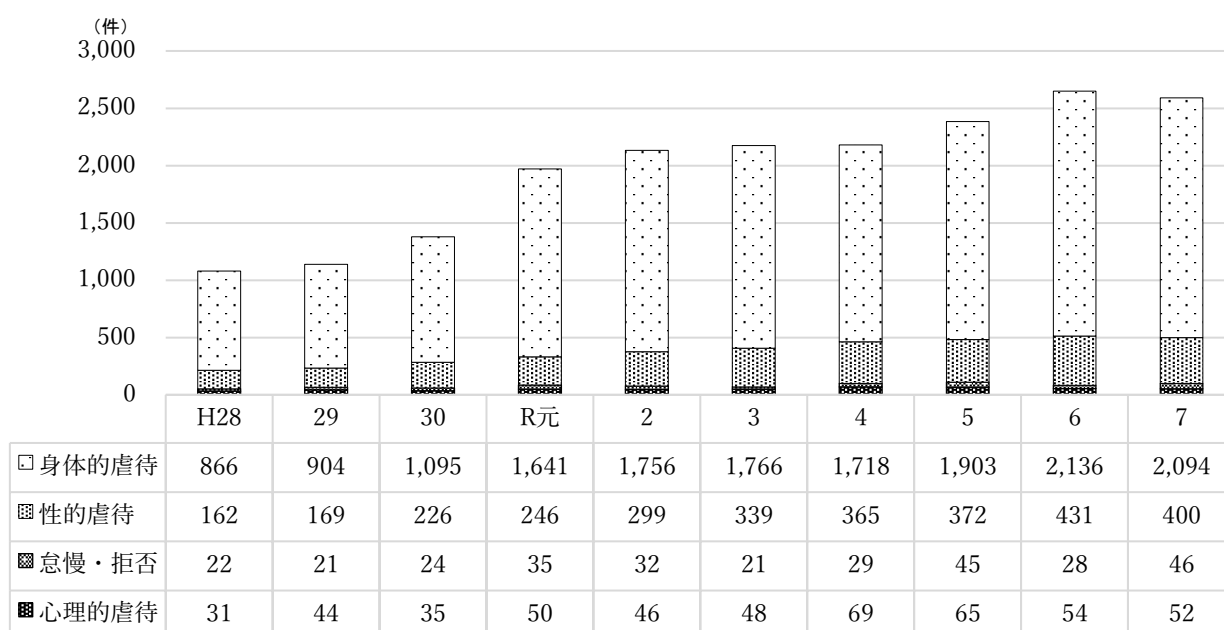
令和7年中に児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は12万2,588人（前年比0.2%増加）と依然として高い水準で推移している。その態様別では、心理的虐待が9万1,492人と全体の74.6%を占めている（図40）。

図40 児童虐待の通告児童数の推移



児童虐待事件の検挙件数については、2,592件と、前年比2.2%減少し、過去最多であった前年より減少したが、依然として高い水準で推移している。その態様別では、身体的虐待が2,094件と全体の80.8%を占めている（図41）。

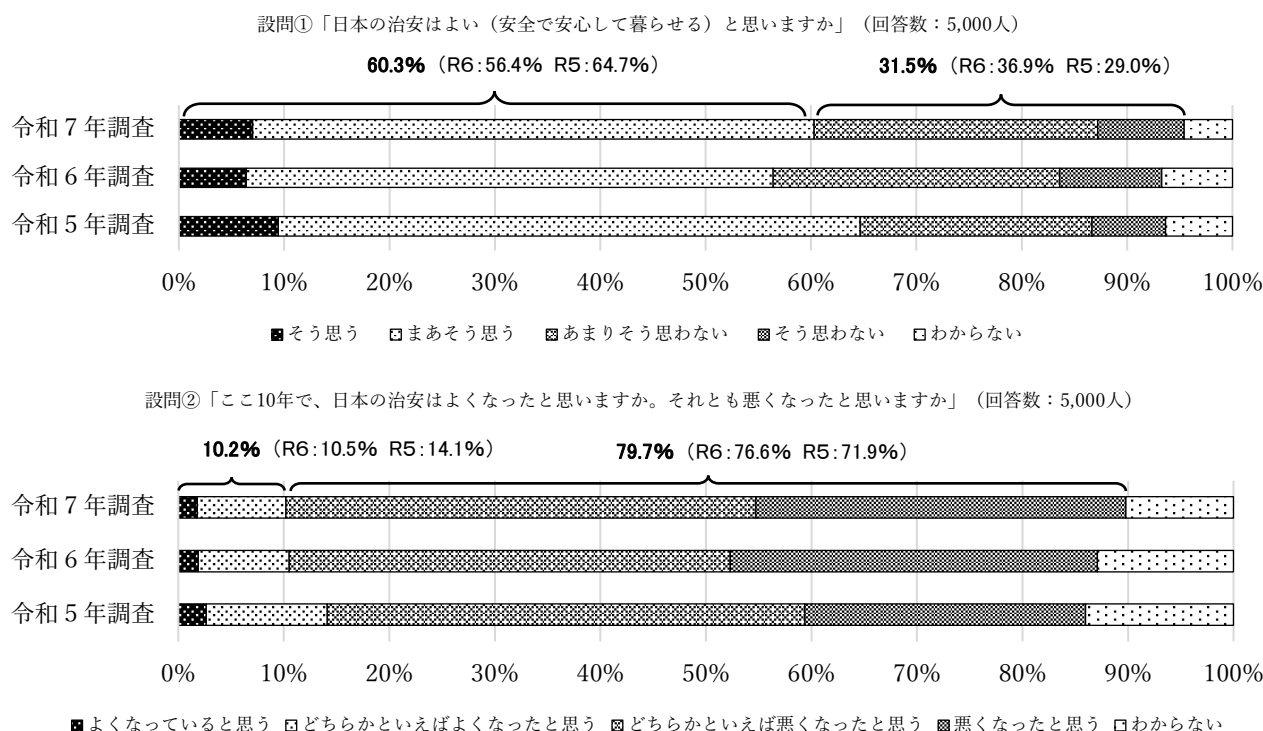
図41 児童虐待事件の検挙件数の推移



キ 体感治安

前項までに述べたような指標からは捉えられない国民の治安に関する認識を把握するため、令和7年10月、警察庁において「治安に関するアンケート調査」を実施したところ、日本の治安について「よいと思う」旨回答した方は、全体の60.3%を占めた（図42）。その一方で、ここ10年間で日本の治安に関し、「悪くなったと思う」旨回答した方は全体の79.7%を占めた³⁹。

図42 治安に関するアンケート調査結果の推移



(3) 犯罪情勢の総括

平成15年から令和3年まで一貫して減少してきた刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和3年から4年連続で前年を上回り、令和7年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年を上回った。詐欺の被害が深刻となっているほか、刑事法の整備等を背景として性犯罪に係る認知件数が増加した。刑法犯認知件数の総数に占める割合が大きい窃盗犯についても令和元年の水準に近づいている。

詐欺については、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数、被害額が共に過去最多となり、詐欺の被害額が4,000億円を上回るなど極めて深刻な情勢となっている。

サイバー事案については、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額

³⁹ 「悪くなったと思う」旨回答した方が、その要因として想起する犯罪については、「オレオレ詐欺や投資詐欺、ロマンス詐欺、フィッシング詐欺などの詐欺」、「不正アクセスなどによる個人情報の流出」及び「無差別殺傷事件」が多く挙げられた。特に「オレオレ詐欺や投資詐欺、ロマンス詐欺、フィッシング詐欺などの詐欺」については全体の72.0%を占めた。また、「悪くなったと思う」旨回答した方のうち、その理由として76.4%が「テレビや新聞で犯罪についての報道を見ることが増えたから」を、61.1%が「インターネットニュースで犯罪についての報道を見ることが増えたから」を挙げていた。一方、自分や友人、知人、家族が「犯罪の被害に遭った、または遭いそうになったから」を挙げた方は14.2%となった。

が過去最多となったほか、ランサムウェアによるサイバー攻撃の被害が依然として深刻な状況にある。

また、匿名・流動型犯罪グループは、上記の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめ、薬物事犯や組織的窃盗・盗品流通事犯といった多くの事案に関与し、その収益を有力な資金源としている実態が見られる。

さらに、人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数及び児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が高水準で推移しているほか、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向が続いている。

以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は、厳しい状況にあると認められる。

2 今後の取組

国民の安全・安心を確保するため、警察としては、我が国の社会情勢等が大きく変化している中、直面する様々な課題に的確に対処するため、総合的な対策を、引き続き強力に推進する。特に、匿名・流動型犯罪グループが、その匿名性、流動性を利用して、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺のほか、組織的な強盗、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質ホストクラブ事犯をはじめとする風俗関係事犯、オンライン上で行われる賭博事犯、悪質リフォーム事犯に加え、インターネットバンキングに係る不正送金事犯に至るまで、現下の治安上の課題となっている事犯に深く関与している実態を踏まえ、同グループの中核的人物の実態解明・検挙の更なる強化を図るため、令和7年10月、警察庁に設置した「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」において、情報の部門横断的な集約・分析を強化するとともに、警視庁に全国の捜査員を集めて新設した「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)をはじめ、全国警察が一体となった戦略的・集中的な実態解明・取締りを推進し、違法なビジネスモデルの解体に取り組む。SNS等のインターネット上で犯罪実行者が募集された上で実行される犯罪については、「仮装身分捜査」も活用し、実行犯の身柄を早期に確保し、被害の未然防止を図るとともに、首謀者や指示役の検挙を推進する。

詐欺については、特殊詐欺等の手口が一層複雑化・巧妙化する中、令和7年4月に犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に掲げられた施策をはじめ、近年の被害の特徴や被害拡大の要因を踏まえた必要な取組を一層推進する。抑止面においては、詐欺被害の拡大に歯止めをかけるため、新たな手口に関する広報啓発を適時的確に推進することに加え、犯罪者グループが被害者に接触することを防ぐため、「みんなでとめよう!!国際電話詐欺 井みんとめ」のキャッチフレーズで行っている国際電話の利用休止の更なる呼び掛け、「警察庁推奨アプリ」の早期認定と利用促進を図るとともに、金融機関との一層の連携強化等の諸対策を強力に推進する。また、検挙面においては、中核的人物の検挙に向けた捜査に加えて、被害を認知した段階での初動捜査を速やかに実施し、末端からの突き上げ捜査を徹底する必要があるところ、「特殊詐欺連合捜査班(TAIT⁴⁰)」を有効活用し、被害認知時の初動捜査に万全を

⁴⁰ Telecom scam Allied Investigation Team の略

期する。さらに、警察官等をかたる特殊詐欺が海外拠点から実行され、被害額が著しく増加していることから、海外拠点の摘発につながる情報を収集・分析するとともに、関係機関や海外当局とのオペレーションレベルでの連携を強化し、海外拠点の摘発に取り組む。

自転車盗等の街頭犯罪や万引きといった身近に存在する犯罪については、その抑止に向け、犯罪情勢を的確に分析した上で、街頭での警察活動等の警察が主体となった取組と、地域住民や自治体等の関係機関・団体等と連携した取組をより一層推進する。また、性犯罪に関しては、令和5年6月に公布された改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法の内容、趣旨等を踏まえ、被害申告・相談しやすい環境の整備や、被害者の心情に配慮した適切な捜査をより一層推進する。さらに、少年犯罪に関しては、街頭補導活動や学校での非行防止教室等の広報啓発活動、少年の立ち直り支援活動等を通じて、非行少年を生まない社会づくりのための取組を推進する。

サイバー空間をめぐる事案については、SNS等で実行犯を募集する手口による強盗等をはじめとした犯罪の実行者を募集する情報等がSNS上に氾濫していることを踏まえ、AI検索システムを活用したサイバーパトロールを行うなど、インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた取組等を推進する。また、都道府県警察の捜査により得られた情報、暗号資産の追跡等の高度な専門的知識・技術に基づく支援により得られた情報等をサイバー特別捜査部にて集約し、俯瞰的・横断的な分析を行うなど、サイバー特別捜査部と都道府県警察とが一体となった捜査、実態解明等に向けた取り組みを推進するほか、国境を越えて敢行されるサイバー事案への対処のため、サイバー空間における脅威に関する情報の共有、国際捜査共助に関する連携強化、多国間における情報交換や協力関係の確立等についても推進する。加えて、脅威の深刻化に対応するための捜査・解析能力の高度化や事業者等と連携した被害防止対策を強力に推進する。

人身安全関連事案については、被害が潜在化しやすく、事態が急展開するおそれが大きいという特徴を踏まえ、関係機関と緊密に連携しつつ、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や被害者等の保護措置等の取組を推進する。

これらの犯罪への対処を含め、その時々的情勢の変化に的確に対応するため、所属・部門を超えたリソースの重点化や能率的でメリハリのある組織運営を一層強力に推進することにより、警察機能を最大限に発揮し、国民の期待と信頼に応えていく。